

第 2 1 期 第 1 4 回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木） 1 4 : 0 0 ～

2 場 所 福岡市博多区東公園 7 － 7
福岡県庁北棟 4 階 漁業調整委員会室

3 議 題

- （１）うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
- （２）筑後川における第 5 種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について（協議）
- （３）やまめ及びあまご資源の繁殖保護に係る委員会指示について（協議）
- （４）資源管理の状況等の報告について（区画漁業）（報告）
- （５）その他

5 水 第 1 3 1 6 号
令和5年11月24日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)

福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) 第11条第3項の規定
により下記のことについて諮問します。

記

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置及び申請すべき期間を別紙のとおり定め、
公示します。



福岡県漁業調整規則（令和２年福岡県規則第６２号）第４条第１項第１号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、同規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

１ 許可をすべき漁業者の数とその他の制限措置

漁業 種類	漁業を営む者の資格		操業区域	漁業 時期	漁業者の数
うなぎ 稚魚漁 業	内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の筑前地区に養殖場の所在地がある者	筑前海区及び同海区に流入する河川	2月1日から 4月30日まで	5
	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の豊前地区に養殖場の所在地がある者	福岡県豊前海区及び同海区に流入する河川（山国川を除く。）		6
	養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約を締結している者	別記の豊前地区に住所がある者			3

	養鰻業者。ただし、500 平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の有明地区に養殖場の所在地がある者	福岡県有明海区及び同海区に流入する河川（筑後川を除く。）		6
--	------------------------------------	---------------------	------------------------------	--	---

2 許可を申請すべき期間

令和5年11月 日から令和5年12月23日まで

別記

筑前地区：福岡市、北九州市(筑前海に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡

豊前地区：北九州市(豊前海に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡

有明地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 1 号（案）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りでない。

令和 5 年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1 月 1 日から 2 月末日まで

3 指示の有効期間

令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

現行

福岡県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、やまめ及びあまご資源の繁殖保護を図るため、これらの採捕を次のとおり禁止する。

令和 2 年 11 月 27 日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 勝 良

1 禁止区域

福岡県内の全河川

2 禁止期間

1 月 1 日から 2 月末日まで

3 指示の有効期間

令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（区画漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・ 漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第 90 条第 1 項）
- ・ 県知事は報告を受けた事項について必要な報告をする（漁業法第 90 条第 2 項）
- ・ 県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。

報告の内容 (漁業法施行規則第 28 条)
1 漁業権の種類及び免許番号 2 報告の対象となる期間 3 漁場の活用状況 ※該当するもののみ抜粋

【区画漁業の種類】（漁業法第 60 条）

第一種区画漁業	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業
第二種区画漁業	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業